

休日の部活動の地域移行

令和4年(2022年)8月
伊丹市教育委員会

1 部活動の意義

- ① 礼儀や責任感、協調性、ねばり強さ、思いやりなど「人間性」の育成に大きな役割を果たしてきた
- ② 学校生活にうるおいを与え、生涯にわたって豊かなスポーツライフや文化芸術活動を実現する基盤となってきた
- ③ 体力や技術の向上を図り、我が国のスポーツ、文化芸術等の振興を大きく支えてきた
- ④ 興味関心のあることに打ち込むことで、自尊感情の向上や生徒指導問題の抑制に寄与してきた

2 改革の背景

- ① 中学生の生徒数の減少が加速化するなど、深刻な少子化により、学校単位でのスポーツや文化芸術活動が難しくなってきた

	昭和61年 (1986年)	令和3年 (2021年)	率
全国生徒数	589万人	296万人	50.3%
本市生徒数	9,393人	5,178人	55.1%
教員数	376人	313人	83.2%

- ② 競技経験のない教員が指導せざるを得なかったり、休日も含めた部活動の指導が求められたりするなど、部活動指導が中学校の教員にとって大きな業務負担となっている

【土日の部活動指導時間】

平成18年 (2006年)	平成28年 (2016年)
1時間6分	2時間9分

【教諭・主幹教諭における時間外勤務時間(1か月)】

	平成30年 (2018年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
小学校	38時間	30時間	33時間
中学校	81時間	60時間	66時間
高等学校	48時間	40時間	42時間

※ 1か月45時間以内、年360時間以内を目標としている

3 改革の目的

- ① 将来にわたりスポーツや文化芸術活動に親しむことのできる持続可能な環境の整備
- ② 中学校教員の業務負担の軽減

4 改革に向けた国の動き

- ① 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定（平成30年3月）
「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定（平成30年12月）

趣旨：学校と地域が協働・融合した形で、持続可能なスポーツや文化芸術活動のための環境整備を進める

- ② 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月）

趣旨：地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる体制を整え、将来的には部活動を学校単位から地域単位に移し、学校以外が担うことを積極的に進めるべき

- ③ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（通知）（令和2年9月）

趣旨：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る

- ④ 「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」（令和4年6月）
「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」（令和4年8月）

趣旨：令和5年度から3年間で「改革集中期間」と位置づけ、地域のスポーツ・文化芸術団体等と学校との連携・協働を推進し、休日の部活動から段階的に地域移行していく

5 本市の現状等

- ① 部活動数（令和4年4月時点）

運動部	文化部	合計
102	39	141

- ② 入部状況（令和4年5月時点）

運動部	文化部	合計
62.2%	24.1%	86.3%

③ 外部指導者の配置人数（令和4年4月時点）

各中学校2～3名 合計20名

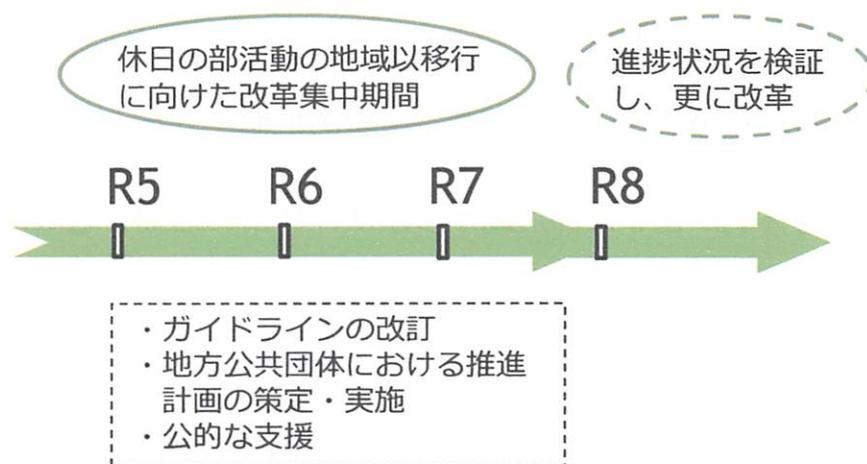
④ 実態把握のためのアンケート調査結果（令和4年2月）

『休日の部活動指導を担う意思があるか』

中学校教員	小・特別支援学校教員
約50%（140名程度）	約18%（70名程度）

6 改革の方向性

- ① 改革の趣旨については、単に部活動を学校から切り離すということではなく、将来にわたり持続可能なスポーツや文化芸術活動に親しむことのできる環境の整備を進める
- ② 指導体制の整備については、地域のスポーツ団体や文化芸術団体等に働きかけるとともに指導を希望する教員の協力を得る
- ③ 中学校教員の負担軽減については、子どもたちの教育を学校だけが担うのではなく、地域や学校が協働して担う風土を醸成する。
- ④ 地域移行の時期については、指導体制を整えることができた学校の個々の部活動から段階的に移行する



7 改革にあたっての課題

- ① 受け皿となる組織や人材、活動場所の確保
 - ・ 多様なスポーツ、文化芸術団体が実施主体、教員の兼職兼業、外部の指導者の活用
 - ・ 学校施設の活用に係るルールの方策
 - ・ スポーツ、文化芸術団体等に管理を委託
- ② 運営財源の確保
 - ・ 関係団体をつなぐコーディネーターや指導者の配置
- ③ 保護者・地域の理解
 - ・ 会費や保険の取扱いについて、保護者、地域への発信
- ④ 指導者の質の確保
 - ・ 過度な指導や体罰・ハラスメントについての研修・監督体制の整備
- ⑤ 経済的に困窮する家庭の生徒への対応

8 今後の予定

協議会の構成(案)

<令和4年度中>

- 関係機関の代表者による協議会の設置
- アンケート調査の実施
- 令和5年度の先行実施校の在り方についての検討

- ・ 中学校長会 ・ 中学校体育連盟
- ・ 伊丹市スポーツ協会 ・ PTA連合会
- ・ 関係競技種目協会
- ・ 関係文化芸術団体
- ・ SC21関係者 ・ スポーツ推進委員
- ・ 教育委員会事務局(保健体育課、学校指導課、スポーツ振興課、職員課)
- ・ 文化振興課

<令和5年度以降>

- 先行実施校における課題及び成果の把握と共有
- 指導体制が整った部活動から順次、休日の活動を地域に移行
- 平日の活動の在り方についての検討

伊丹市教育委員会事務局 保健体育課(運動部活動) TEL:072-784-8087
学校指導課(文化部活動) TEL:072-780-3534
スポーツ振興課(地域スポーツ活動) TEL:072-784-8088